



2021. 6. 27.

ワイン醸造実務ニュース（Oe-7 / 2021）

カゼインカリウムが「酒類の原料として取り扱わない物品」（酒類製造中）及び「酒類の保存のため酒類に混和することができる物品」（長官告示指定物品）に追記されました

対象とする物品： カゼインカリウム          対象とする酒類： 果実酒、甘味果実酒

かねてよりパブリック・コメント募集中であった標記の「カゼインカリウム」は、基本通達（法令解釈通達）及び国税庁告示（告示の通達を含む）に反映され、果実酒及び甘味果実酒（製造中を含む）に使用できるようになりました。

（ワイン醸造実務ニュース Oe-6 / 2021 参照）

#### 解説

酒類製造中に使用でき色調改善などが期待できる食品添加物は、バレイショタンパク、酵母タンパク質抽出物に加えてこのカゼインカリウムが追加された。甲州のプレス果汁など過剰のポリフェノールの除去などに使用でき品質向上の大きな力になることが期待される。

同時に輸入ワインに関して、オーストラリア、アメリカ等では色調改善効果が大きいことから、特に低価格帯のワインに幅広く利用されていた。これを使用したワインは従前は国内に輸入することができなかったが、これにより商品選択の幅が広がることになる。

以 上

文責 （一社）葡萄酒技術研究会 専務理事 村上安生